

国際交流会館施設の概要・利用の注意

<入居予約申請期間>

研究者 入居希望日の180日前から14日前まで

留学生 入居希望月の3ヶ月前の月の1日から14日前まで

<入居のキャンセル>

入居開始日2週間前までに国際交流会館使用許可取消書を使用して、事務室までご連絡ください。

入居許可開始日を過ぎた場合のキャンセルは以下の費用をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

研究者 部屋代(入居開始日からその月の末日までの料金)

留学生 部屋代(1ヶ月分)

<名称、所在地、電話番号、FAX>

名称 大阪大学国際交流会館豊中本館

所在地 〒560-0043 大阪府豊中市待兼山町1番18号

電話番号 06-6850-5010

F A X 06-6850-5011

※受付時間 平日(年末・年始を除く):午前8時45分から午後4時まで

<施設、設備>

A棟 研究員棟

居室区分	面積 (㎡)	客数	備考
Two-Bedroom A	56.00 ㎡	4室	2人～4人まで使用可:2ベッドルーム (ダブルベッド1、シングルベッド1) ※4人の場合、1人はリビングでソファベッド になります。
One-Bedroom A	37.10 ㎡	4室	1人～2人まで使用可:1ベッドルーム (ダブルベッド1)
Studio A	18.55 ㎡	14室	1人のみ使用可(シングルベッド1)
小計		22室	

B棟 研究員棟

居室区分	面積	客数	備考

	(㎡)		
Two-Bedroom B	49.35 ㎡	8 室	2 人～4 人まで使用可: 2 ベッドルーム (ダブルベッド 1、スタッキングベッド 1)
One-Bedroom B	49.35 ㎡	8 室	1 人～3 人まで使用可: 1 ベッドルーム (ダブルベッド 1) ※3 人の場合、1 人はリビングでソファベッドになります。
Studio B	32.90 ㎡	26 室	1 人～2 人まで使用可(ダブルベッド 1)
小 計		42 室	

C 棟 留学生棟

居室区分	面積 (㎡)	客数	備考
家族室	55.60 ㎡	13 室	子供 2 人まで
夫婦室	34.00 ㎡	17 室	
単身室	14.00 ㎡	70 室	日本人レジデント・アシスタント用 7 室
小 計		100 室	
合計		164 室	

その他の施設

棟	階数	室名
A・B 棟	1	ロビー、多目的室、和室、ランドリー
	2	エントランスホール、事務室、会館主事室
	4	ラウンジ、ランドリー
C 棟	1	ロビー、相談室

施設: 総建物面積 7,925 ㎡

建物 鉄筋コンクリート造 A棟4階、B棟6階、C棟7階

設備: 居室には冷暖房及び給湯設備のほか調理台(AB 棟は IH クッキングヒーター、C 棟はガスコンロ)、冷蔵庫、電子レンジ(AB 棟のみ)、バス、トイレ、ベッド及び家具類が設備されています。

AB 棟 Two-Bedroom 及び C 棟各居室には洗濯機を備え付けています。それ以外の居室は AB 棟 1

階と4階に設置している洗濯機・乾燥機を共同で使用して下さい。また、全居室で無線インターネットアクセスが可能です。

<生活相談>

入居された方の生活上の諸問題については、別に定める曜日、時間にチューターが相談に応じます。

<職員>

事務的な問題等については、平日午前9時から正午、午後1時から午後4時までの間に事務室の職員に相談してください。

<使用料>

1 外国人研究者等の使用料

居室区分	居室面積(m ²)	使用料		共益費	居室清掃料
		月額(円)	日割額(円)	月額(円)	入居時(円)
Two-Bedroom A	56.00	89,100	2,970	3,200	21,000
One-Bedroom A	37.10	58,800	1,960	3,300	16,000
Studio A	18.55	30,900	1,030	3,100	12,000
Two-Bedroom B	49.35	81,000	2,700	3,200	21,000
One-Bedroom B	49.35	78,900	2,630	3,300	21,000
Studio B	32.90	51,000	1,700	3,100	16,000

2 外国人留学生の寄宿料

居室区分	居室面積(m ²)	寄宿料	共益費	居室清掃料
		月額(円)	月額(円)	入居時(円)
C棟家族室	55.60	18,000	5,000	21,000
C棟夫婦室	34.00	16,000	3,600	16,000
C棟単身室	14.30	16,000	3,000	12,000

* 注意

留学生寄宿料は、月の中途において入居又は退居する場合でも月額で徴収する。

使用料及び寄宿料は改定することがある。

3 共益費：水道料金(実費)、消耗品費、備品費、修繕費、敷地内特別清掃費、廃棄物処理費等

4 居室清掃料

入居時に徴収(退去後の清掃料に充当)

5光熱水料

光熱水料は、各居住者が負担する。

電気は居住者と関西電力(株)が使用の契約をし、料金は関西電力に支払う。

ガスは居住者と大阪ガス(株)が使用の契約をし、料金は大阪ガスに支払う。

6寝具料(利用者のみ)

寝具のリースを所定の手続きで申し込んだ者のみ。詳細及び支払い方法は別に知らせる。

(寝具リース会社の請求は暦の月単位で、たとえ1日の使用であっても定額の月額料金となるので、注意すること。)

* 注意

上記の諸料金は改定する場合がある。

<大阪大学国際交流会館の入居者及びその同居家族の心得るべき事項>

1本館の施設並びに設備、備品等の使用上の注意

本館の施設並びに設備、備品等は、常に良好な状態を保つよう十分に注意して使用してください。

また、居室内は土足厳禁ですから、玄関で必ず靴など履き替えてください。入居者等が施設並びに設備、備品等を滅失、損傷又は汚損したときは、原状回復又は損害賠償をしなければなりません。

2本館の施設並びに設備、備品等の改造、補修及び模様替

本館の施設並びに設備、備品等の改造、補修及び模様替は大学が必要と認めたときに行い、入居者等が行ってはいけません。ただし、居室備付けの家具調度品の配置替など容易に原状回復のできる程度のことは差支えありません。

3考慮すべき具体的な事項

(1) 故障の通告

居室の電気、ガス、給排水、給湯、冷暖房、その他の設備が故障した場合は事務室にその旨申出てください。

(2) 居室の温度調節等

居室の温度調節は、入居者各自で行ってください。なお、火災予防のためガスストーブ、石油ストーブ類の使用はできません。

(3) 鍵

AB棟はテンキー方式です。暗証番号を忘れたり、他人に知られないようにして下さい。C棟は居室の鍵を貸与しますので、入居期間中、入居者が責任をもって保管してください。万一鍵を紛失したり、破損したりした場合には速やかに事務室まで届け出てください。この場合実費を負担するようお願いします。また、勝手に同型の鍵を造らせたり、購入したり、他人に貸与するようなことは

固く禁止します。

(4) 禁煙

居室内並びに共通施設はすべて禁煙です。たばこを吸われる方は決められた喫煙場所にてお願いします。

(5) 防災

火災予防のため会館内での火気の使用は常に細心の注意をしてください。入居者等は、本館内に爆発物、引火性物質等火災発生の原因となる危険物を絶対に持ち込まないでください。又、就寝の際は、ガスの元栓をよく点検してください。

(6) 危険区域

入居者の子供が池及び高圧線の鉄塔の周辺に近づくことは非常に危険ですから、フェンスを乗り越えないように注意してください。

(7) 非常の際の通報

火災、盗難その他の非常事故を発見したときは、応急処置をとると共に、ただちに事務室に通報してください。ただし、事務職員が不在の場合は、各チューターへ連絡してください。

(8) 防火設備

各階のフロアには、消火器及び火災報知機並びに非常口等が設置されてありますから、あらかじめこれらの取り扱いや設置場所等を熟知しておいてください。

(9) 居室への職員の立入り

施設及び物品について点検する必要があるときは、事務室の職員は、入居者の同意を得て居室に入ることがあります。

ただし、火災等非常の場合は、入居者の同意を得ないで居室に入ることもあるので承知してください。

(10) 病気

病気で緊急に医師の診断が必要な場合は、事務室に申し出てください。ただし、事務職員が不在の場合は、各チューターへ連絡してください。

(11) 保健、衛生

(イ) 居室及び共同使用部分は、常に清潔に使用してください。

(ロ) 居室内の清掃は、各自で行ってください。

(ハ) ゴミは豊中市により収集されます。ゴミは種類毎に分別し、決められた収集日に所定の場所に出してください。詳細は各部屋に設置してある「ゴミの分別と出し方」に添って出してください。このルールは必ず遵守してください。遵守されないときは、ゴミの収集をしてもらえません。また、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコンなどの家庭電化製品は、ゴミとして捨てることができません。消費者が電気店などに処分費用を支払い、処理してください。

(ニ) 震動、喧噪、臭気の発散又は廊下その他共同使用部分への物品の置き放し等により、共同生活の秩序を乱すことのないよう注意してください。

(ホ) 玄関、ロビー、廊下、階段等共同使用部分を入居者が不注意のため汚した場合は、自己の責任において、他人に迷惑のかからぬようただちに清掃してください。

(12) 動物の飼育

入居者等は、犬、猫等のペットを飼うことはできません。

(13) 共通施設の利用

(イ) ロビー、多目的室及び和室は共通施設使用内規に基づき利用してください。なお共通施設へは、付き添いのない子供のみ入室はできません。

(ロ) 屋上は危険防止のため、非常の場合以外は開放しません。

(ハ) 入居者がミニバイク、自動二輪車等、自転車を所有する場合は、事務室に届出の上、許可シールをミニバイク等見えやすいところに貼付して、指定された場所に駐車してください。

(14) 寝具類

居室の寝具類(ベッドパッド、シーツ、掛け布団、枕、枕カバー)は、リース制になっています。必要な入居者は、入居日の1週間前に事務室に申し込んでください。

(15) 電話

希望者は、手続きをすれば、居室内で市内、市外、及び国際電話がかけられます。

公衆電話は事務室前に設置してあります。

入居者への外部からの電話の取次ぎはできませんので、ご了承ください。

(16) 郵便受箱

郵便受箱は、AB棟はB棟2階エレベーター横、C棟は1階エレベーター横に備付けてあります。事務室からの連絡は、この郵便受箱を利用して行います。時間外に事務室へ連絡の必要がある場合は、事務室の郵便受箱を利用してください。ただし、書留、配達証明、内容証明等の特殊取扱郵便物は、郵便配達人が居室まで配達しますので直接受け取ってください。なお、居住者不在の場合は郵便物の種類によって、事務室で代行することがあります。

(17) 貸出し物品

電気掃除機、アイロン、アイロン台は、入居者が使用できるように用意してありますので使用を希望する入居者は、事務室に申し込んでください。これらの器具は共同備品ですから使用後は速やかに事務室にお返しください。

(18) 訪問者

訪問者を居室に宿泊させることはできません。ただし、入居者等が病気のため、付添い、看護等特別の事情により、宿泊させる必要がある場合は、事務室に申し出てください。

(19) 外泊

入居者等が外泊のため居室を不在にする場合は、緊急の際の連絡のため、あらかじめ事務室に申し出てください。

(20) 新聞、洗濯物等の契約

新聞、洗濯物等の契約並びにこれらの物品の受渡し及び代金の支払いは入居者が業者と直接行ってください。

(21) 自動車の持込み禁止

自動車の持込みを禁止します。

(22) 門のロック

夜11時から翌朝7時まで車用の門をロックします。

※この入居心得の内容について変更のある場合は、その都度事務室から入居者にお知らせします。

関係規程

<大阪大学国際交流会館規程>

(設置)

第1条 大阪大学(以下「本学」という。)に大阪大学国際交流会館(以下「本館」という。)及び大阪大学国際交流会館吹田分館(以下「分館」という。)を置く。

(目的)

第2条 本館及び分館は、我が国の教育及び研究に係る国際交流の促進に寄与するため、外国人研究者等及び外国人留學生の利用に供することを目的とする。

(本館及び分館の施設)

第3条 本館に外国人研究員宿舎(以下「研究員宿舎」という。)、外国人留學生宿舎(以下「留學生宿舎」という。)その他の施設を、分館に研究員宿泊施設をそれぞれ設ける。

2 留學生宿舎に関する事項は別に定める。

(館長及び分館長)

第4条 本館に館長、分館に分館長を置き、それぞれ総長をもって充てる。

2 館長及び分館長は、館務を掌理する。

第5条 削除

(本館及び分館の運営)

第6条 本館及び分館の運営等に関する重要な事項は、ハウジング委員会で審議するものとする。

(入居資格又は使用資格)

第7条 研究員宿舎に入居できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学において、研究、教育に従事する単身又は家族等同伴の外国人研究者

(2) その他館長が適当と認めた者

2 研究員宿泊施設を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学において、研究、教育に従事する単身又は家族等同伴の研究者

(2) その他分館長が適当と認めた者

(入居期間又は使用期間)

第8条 研究員宿舎に入居できる期間は、31泊以上1年以内とする。

2 研究員宿泊施設を使用できる期間は、60泊以内とする。ただし、分館長が特に必要と認めた場合は、使用期間の延長を認めることができる。

(入居申請又は使用申請)

第 9 条 研究員宿舎への入居又は研究員宿泊施設の使用を希望する者は、別に定める様式による入居許可申請書又は使用許可願を館長又は分館長に提出し、その許可を受けなければならない。

(入居許可又は使用許可)

第 10 条 館長及び分館長は、前条の入居又は使用の申請に対して許可を決定したときは、本人に通知する。

(使用料等)

第 11 条 入居の許可を受けた者(以下「入居者」という。)又は使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、返付しない。

3 入居者は、使用料のほか、光熱水料等を毎月所定の期日までに納付しなければならない。

(使用上の注意)

第 12 条 入居者、使用者及び同居家族等は、本館内及び分館内の秩序の維持及びその施設、設備、備品等の保全に留意しなければならない。

(損害賠償等)

第 13 条 入居者又は使用者は、本人又は同居家族等がその責に帰すべき事由により、本館及び分館の施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、館長又は分館長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(許可の取消)

第 14 条 館長又は分館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 入居者又は使用者が所定の期日までに第 11 条に定める使用料等を納付しないとき。

(2) 入居者、使用者又は同居家族等が第 12 条の規定に違反して施設の管理運営に重大な支障を与えたとき、又は与えるおそれがあるとき。

(3) 入居者又は使用者が前条に規定する損害賠償等の義務を履行しないとき。

(4) 施設の改修その他本学の管理運営上やむを得ない事由があるとき。

2 前項の許可を取り消されたことにより、入居者又は使用者が被る損失については、本学はその責を負わないものとする。

(退去又は退室)

第 15 条 入居者又は使用者が次の各号のいずれかに該当したときは、本人及び同居家族等は速やかに退去又は退室しなければならない。

(1) 入居又は使用の許可期限が満了したとき。

(2) 第7条に定める入居又は使用の資格を失ったとき。

(3) 前条の規定により入居又は使用の許可が取り消されたとき。

(退去手続)

第16条 入居者が退去するときは、別に定める様式による退去届を館長に提出するものとする。

(事務)

第17条 本館及び分館に関する事務は、ハウジング課で行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、本館及び分館に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、昭和60年3月20日から施行する。

附 則

この改正は、昭和61年4月4日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31日現在留学生宿舎に入居中の者については、改正後の第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成11年4月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 3 月 1 日から施行し、改正後の規定は、同日以後の申請に係る研究員宿舎、研究員宿泊施設及び留学生宿舎の入居又は使用について適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 8 条第 2 項の規定は、同日以後の申請に係る研究員宿泊施設の使用について適用する。

附 則

この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

＜大阪大学国際交流会館使用細則＞

第1条 大阪大学国際交流会館規程(以下「規程」という。)第18条に基づき、この細則を定める。

第2条 規程第7条第1項第1号に定める外国人研究者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 外国人の特任教員
- (2) 外国人の特任研究員
- (3) 外国人研究員
- (4) 外国人招へい研究員
- (5) 外国人の非常勤講師
- (6) 本学で開催するシンポジウム及びセミナー等に参加するため来訪した外国人研究者
- (7) 本学へ見学及び研究打合せ等のため来訪した外国人研究者

2 規程第7条第1項第1号に定める家族等とは、外国人研究者等の配偶者及びその子女その他の者をいう。

第3条 規程第9条に定める入居許可申請書(別紙様式1)は、入居を希望する日の180日前から30日前までの間に提出しなければならない。

2 館長は、前項による入居許可申請に対して入居の許可を決定したときは、入居許可通知書(別紙様式2)を本人に交付する。

第4条 館長は、規程第14条に基づき、入居の許可を取消したときは、入居許可取消通知書(別紙様式3)を本人に交付する。

第5条 入居者が新たに家族等を同居させようとするときは、家族等同居申請書(別紙様式4)を館長に提出するものとする。ただし、居室の変更を伴うときは、改めて入居手続きをしなければならない。

2 館長は、新たな家族等の同居を許可したときは、家族等同居許可書(別紙様式5)を本人に交付する。

第6条 館長は、入居者の退去にあたり、帰国又は転居等の手続きを要する等、相当の事由があると認めるときは、入居許可期間の最終日から20日以内の期間に限り、退去の猶予を許可することができる。

2 退去の猶予を希望する者は、退去猶予申請書(別紙様式6)を入居許可期間の最終日の1か月前までに館長に提出しなければならない。

3 館長は、退去猶予を許可したときは、退去猶予許可書(別紙様式7)を本人に交付する。

第7条 入居者は、規程第15条第1号又は第2号に基づき研究員宿舎を退去するときは、退去届(別紙様式8)を退去しようとする日の1か月前までに館長に提出しなければならない。

第8条 入居者は、指定された居室から許可なく他の居室に移動したり、居室を他人に転貸したり、居住以外の用に使用したりしてはならない。

2 入居者は、居室の改造、模様替え等、原状を変更するような工事をしてはならない。

3 入居者は、居室の設備を移動したり、備品を外部に持ち出したりしてはならない。

4 入居者は、入居又は退去の際、居室の施設、設備及び備品を確認し、又は点検を受けるものとする。

第 9 条 この細則に定めるもののほか、大阪大学国際交流会館の使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この細則は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、昭和 56 年 9 月 14 日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、昭和 57 年 7 月 5 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 7 月 6 日から施行し、平成元年 5 月 29 日から適用する。

附 則

この改正は、平成元年 7 月 18 日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この改正は、平成 2 年 11 月 9 日から施行し、改正後の第 2 条第 2 項第 1 号の規定は平成 2 年 6 月 1 日から、改正後の同条第 4 項の規定は同年 6 月 8 日から適用する。

2 平成 2 年 5 月 31 日に改正前の第 2 条第 2 項第 1 号に規定する在留資格により在留し、同日以後引き続き在留する外国人留学生については、その在留期間が満了するまでの間は改正後の第 2 条第 2 項第 1 号に規定する在留資格により在留する者とみなす。

附 則

この改正は、平成 3 年 5 月 8 日から施行し、平成 3 年 4 月 12 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 15 年 12 月 8 日から施行し、平成 15 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 20 年 3 月 1 日から施行し、改正後の規定は、同日以後の申請に係る国際交流会館の入居について適用する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 2 月 15 日から施行し、改正後の規定は、同日以後の入居許可申請について適用する。

附 則

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

<大阪大学国際交流会館への入居等に関する細則>

(趣旨)

1. 大阪大学国際交流会館規程（以下「規程」という。）第 18 条に基づき、大阪大学国際交流会館及び大阪大学国際交流会館吹田分館への入居又は使用に関する事務の円滑な処理を図るため、この細則を定める。

(入居資格)

2. 大阪大学国際交流会館規程第 7 条第 1 項第 2 号の規定により、次の各号の一に該当する者は、入居資格を有するものとして取り扱う。
 - (1) 国立民族学博物館において研究、教育に従事する単身又は家族等同伴の外国人研究者
 - (2) 日本国籍を有する研究者で、外国において概ね 10 年以上在住し、本学において 1 月以上研究・教育に従事するため一時帰国している者

(入居手続)

3. 入居を希望する者の世話（指導）教員は、本人に代わって、入居許可の申請を行うことができる。

(入居又は使用許可)

4. 大阪大学国際交流会館使用細則第 2 条第 2 項並びに大阪大学国際交流会館吹田分館使用細則第 2 条第 2 項に定めるその他の者とは、外国人研究者の父母、婚約者等をいう。なお、入居又は使用許可申請、及び家族等同居許可申請において、その他の者として取り扱うことに疑義が生じた場合は、館長又は分館長が裁定する。
 - 4-2. 本細則第 2 条（1）の研究者用として、2 室を限度として入居を認めることができる。

附 則

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行に伴って、「大阪大学国際交流会館への入居等に関する申し合わせ」（平成21年2月24日国際交流委員会了承）は廃止する。

<大阪大学国際交流会館共通施設使用内規>

- 1 共通施設を使用することのできる者は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 入居者及びその家族
 - (2) 前号に掲げる者以外で館長の承認を得た者
- 2 共通施設の使用時間は次のとおりとする。ただし、原則として土曜日、日曜日、祝日は使用できないものとする。

一 ロビー	午前9時から午後8時まで
一 多目的室	午前9時から午後5時まで
一 和室	午前9時から午後5時まで
- 3 共通施設を専有して使用する者は、あらかじめ館長に施設使用願（別紙様式）を提出し、許可を受けるものとする。
- 4 館長は、許可したときは、施設使用許可書（別紙様式）を交付する。
- 5 館長は、使用者が本内規に違反したときには、使用の承認を取消し、又は中止させることができる。
- 6 使用者は、使用の承認を受けたのちにおいて使用日時を変更し、又は中止しようとするときは、直ちにその旨を館長に申し出て承認を受けるものとする。
- 7 使用者は、会館の施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、館長の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償するものとする。